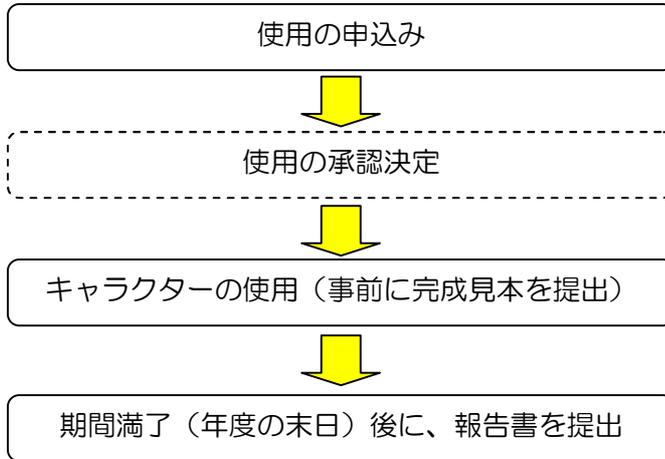


## 大東市 キャラクター使用マニュアル

### 【手続きの流れについて】



### 承認決定された内容に変更が生じた場合

⇒速やかに大東市マスコットキャラクター使用変更届出書（様式第3号）に必要な書類を添付して市へご提出ください。

### 期間満了後も引き続き使用する場合

⇒期間満了前に、再度、使用の申込みを行ってください。

### 【使用上の遵守事項】

- (1) 使用の承認決定を受けた用途のみに使用すること。
- (2) 承認決定の際に付された条件に従って使用すること。
- (3) 「ダイトン」を使用する場合においては、原則として、物品等に大東市のマスコットキャラクターであることおよび「ダイトン」の表記を適正に付すること。
- (4) キャラクターの使用に係る物品等の完成見本を、使用前に市長に提出すること。この場合において、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができる。
- (5) 使用の承認決定によって生じる権利または義務を第三者に譲渡または継承しないこと。
- (6) 商標、意匠等の登録出願を行わないこと。
- (7) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令を遵守すること。
- (8) 物品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者が「大東市キャラクターの使用に関する要綱」の規定に違反することがないように管理監督責任を負うこと。
- (9) キャラクターの使用に係る物品等の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。

※使用者がキャラクターの使用によって、またはキャラクターの使用に係る物品等を原因とする事故等により第三者に対して与えた損害等については、市は、損害賠償その他の法律上の責任を一切負いません。

【キャラクター図およびプロフィール】



大東市マスコットキャラクター  
「ダイトン」

＜特徴＞

- ・緑色の頭部…大東の「大」の字が変形したもの
- ・黄色い菊の花…11月3日の誕生花。花言葉は「高潔」
- ・赤色の胴体…触れるとちょっとだけ幸せになれるというウワサも・・・

＜誕生日＞11月3日（年齢不詳）

＜性別＞不明

＜血液型＞D型

＜性格＞いつも元気で明るい。子どもから大人までいろいろな人と触れ合うことが好き。

＜好きなもの＞笑顔が素敵な人、大東市で作られたもの、イベント

＜今の目標＞できるだけ多くの人と出会い、触れ合うこと。

＜好きな歌＞大東市民のうた



「のぎきちゃん」



「だいちゃん」

※キャラクターの形状および色調などを変更することは、原則できません。また、顔部分のみなど、図の一部を切り取って使用することはできません。

※カラーおよび白黒での使用が可能です。なお、白黒使用の場合は、カラー色調をグレースケールに変更して使用してください。

【ダイトンイラスト集】

下記のイラストもご使用いただくことができます。

				
<p>原型</p>	<p>お辞儀しているポーズ1</p>	<p>困っているポーズ1</p>	<p>喜んでいるポーズ1</p>	<p>座っているポーズ</p>
				
<p>左向きのポーズ</p>	<p>お辞儀しているポーズ2</p>	<p>困っているポーズ2</p>	<p>喜んでいるポーズ2</p>	<p>考えているポーズ1</p>
<p>ダイトン イラスト集</p>				
	<p>お辞儀しているポーズ3</p>	<p>困っているポーズ3</p>	<p>喜んでいるポーズ3</p>	<p>考えているポーズ2</p>